

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による一団地の区域……………

……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…

○都道の区域変更（三件）……………

……………（建設局道路管理部路政課）…

告示（選）

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

告示

●東京都告示第八百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年七月四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

荒川区南千住八丁目二十一番二十六 令和六年六月十日

二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第八百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年七月四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 環状三号

二 変更の区間 新宿区市谷柳町四十一番三地先から同所同番六地先まで

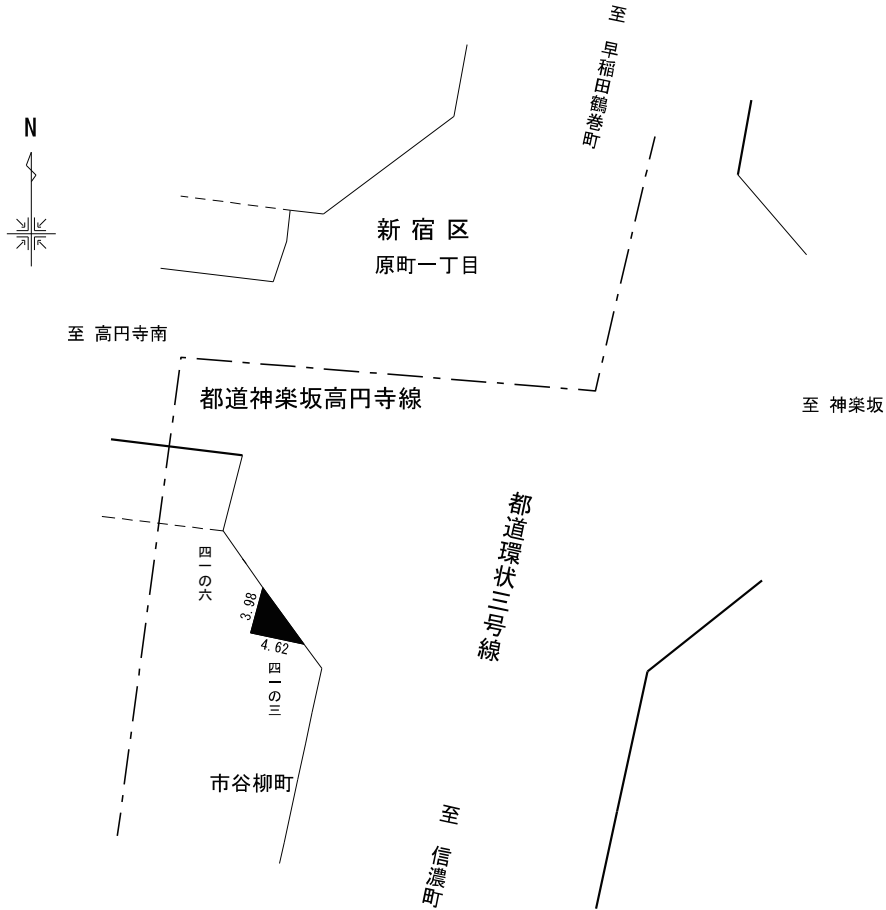
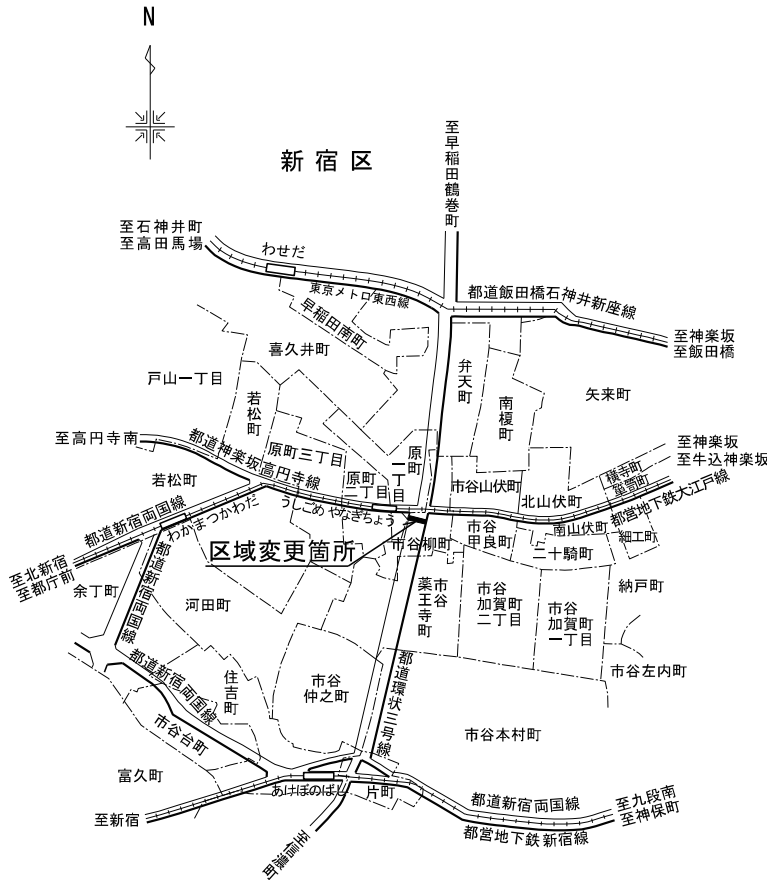
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道環状三号線区域変更略図
新宿区市谷柳町地内

編入区域
 都道
 計画線

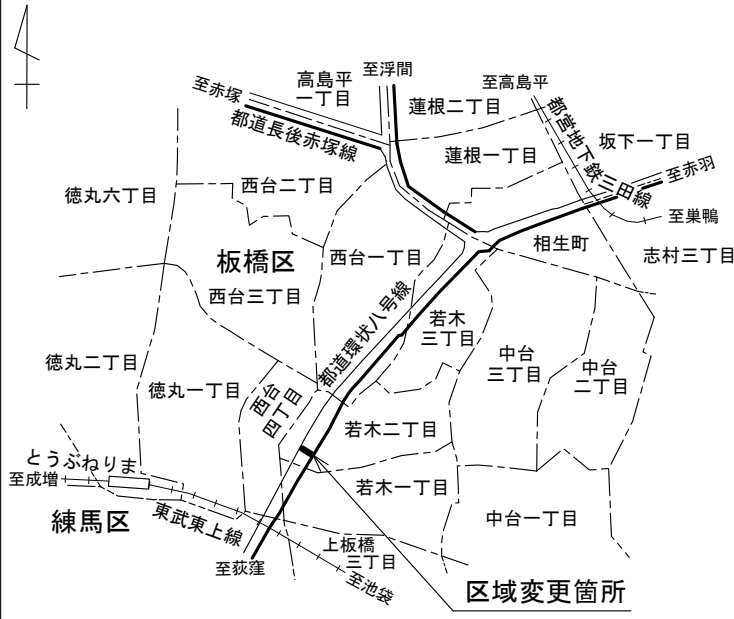
延長 三・九八メートル
 面積 九・一七平方メートル



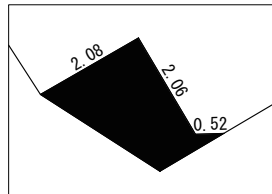
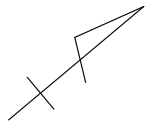
別図

都道環状八号線区域変更略図
板橋区若木二丁目地内

●東京都告示第八百二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長	三・二三メートル
面積	三・五三平方メートル



板橋区
若木二丁目



その関係図面は、令和六年七月四日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年七月四日
東京都知事 小池百合子

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 一 路線名 | 環状八号 |
| 二 変更の区間 | 板橋区若木二丁目二百六十五番十二地内
から同所同番十三地内まで |
| 三 変更の概要 | 別図表示のとおり |

別図

都道上館日野線区域変更略図

八王子市館町地内

●東京都告示第八百三十三号

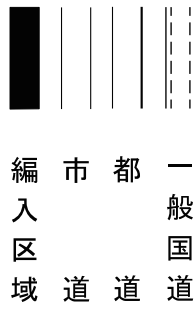
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年七月四日から起算して二週間

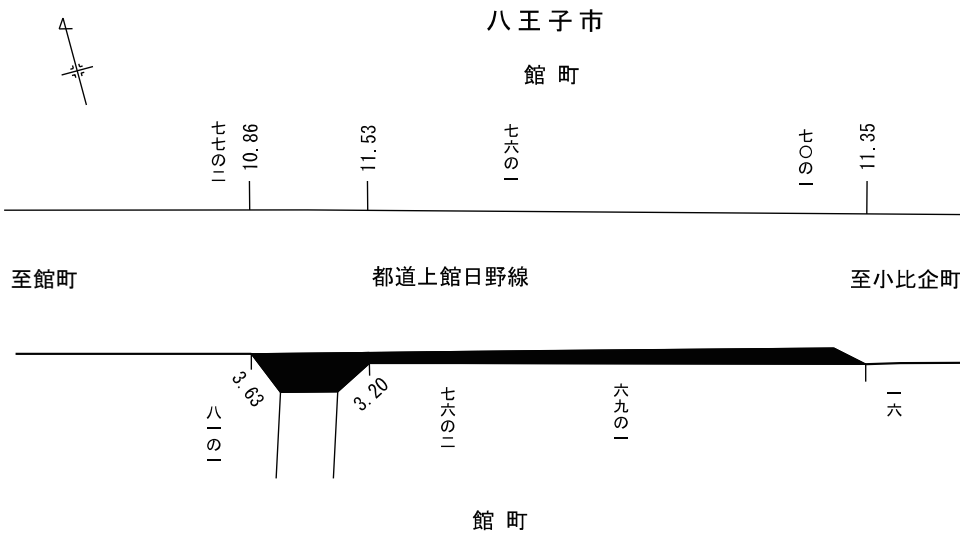
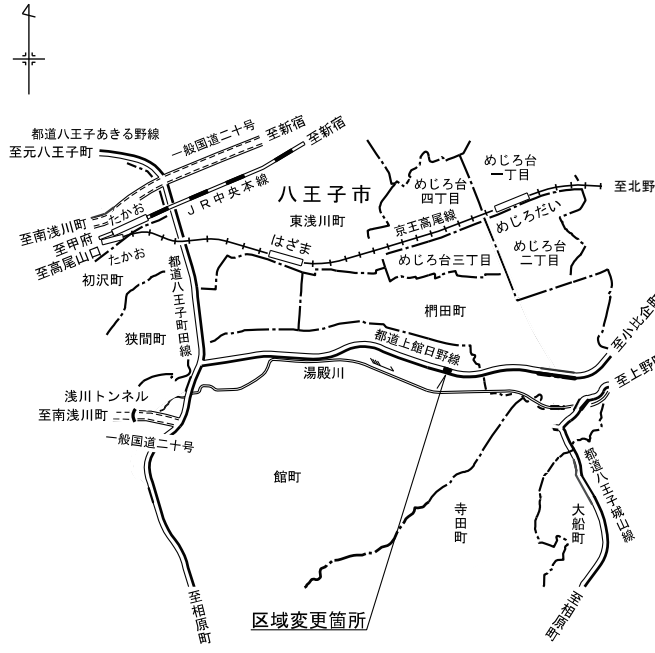
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年七月四日
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 上館日野
- 二 変更の区間 八王子市館町八十一番一地先から同所六十九番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 四六・三九メートル
面積 五七・六三平方メートル



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年七月四日

東京都選挙管理委員会

一三〇、一七一

●東京都選挙管理委員会告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和六年七月四日

東京都選挙管理委員会

一、五三八、五六八

●東京都選挙管理委員会告示第九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和六年七月四日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	18,304
中央区選挙区	47,751
港区選挙区	69,128
新宿区選挙区	91,408
文京区選挙区	61,905
台東区選挙区	58,414
墨田区選挙区	79,519
江東区選挙区	138,451
品川区選挙区	113,619
目黒区選挙区	78,269
大田区選挙区	169,848
世田谷区選挙区	195,170
渋谷区選挙区	64,309
中野区選挙区	94,485
杉並区選挙区	147,628
豊島区選挙区	76,884
北区選挙区	96,883
荒川区選挙区	57,343
板橋区選挙区	145,759

練馬区選挙区	169,903
足立区選挙区	161,790
葛飾区選挙区	127,555
江戸川区選挙区	159,317
八王子市選挙区	145,486
立川市選挙区	51,796
武蔵野市選挙区	41,362
三鷹市選挙区	52,756
青梅市選挙区	37,117
府中市選挙区	72,134
昭島市選挙区	31,699
町田市選挙区	120,408
小金井市選挙区	34,526
小平市選挙区	53,904
日野市選挙区	52,308
西東京市選挙区	57,185
西多摩選挙区	68,282
南多摩選挙区	67,350
北多摩第一選挙区	85,712
北多摩第二選挙区	57,107
北多摩第三選挙区	89,851
北多摩第四選挙区	53,515
島部選挙区	6,703

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号
101-0051

